

業務体制表		店舗名称	●●薬局	許可番号	〇〇A〇〇〇〇〇									
営業時間	A	<input checked="" type="checkbox"/> 月	<input checked="" type="checkbox"/> 火	<input checked="" type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 木	<input checked="" type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 日	(4日/週)	9:00	~	20:00	00	
	B	<input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 火	<input type="checkbox"/> 水	<input checked="" type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金	<input checked="" type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 日	(2日/週)	9:00	~	17:00	00	
	C	<input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 火	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input checked="" type="checkbox"/> 日	(1日/週)	9:00	~	13:00	00	
時間		0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	計
A	営業時間													11
	開店時間													11
	特定販売時間													11
	医薬品販売時間													11
	要指導医薬品又は第一類医薬品													11
	薬剤師													11
B	営業時間													8
	開店時間													8
	特定販売時間													
	医薬品販売時間													
	要指導医薬品又は第一類医薬品													
	薬剤師													
C	営業時間													4
	開店時間													
	特定販売時間													
	医薬品販売時間													
	要指導医薬品又は第一類医薬品													
	薬剤師													

新規の場合は空白

この列は、1日あたりの合計時間数を記入すること。

要指導・第一類医薬品の情報提供を行う場所を別に設置しない場合、④⑤は同じ数になる。

①～⑧の時間数は体制省令に合致すること。
 黄色の部分は必ず入力すること。
 緑色の部分は、高槻市ホームページからダウンロードした Excel ファイルを用いる時は自動計算されるため入力不要。

開店時間中の1週間あたり合計

医薬品販売時間	64	時間	②
要指導医薬品又は第一類医薬品販売時間	64	時間	③

情報提供場所

合計	1	箇所	④
(内)要指導・第一類医薬品用	1	箇所	⑤

体制省令関係

$(6) \div (5) \div (3)$	2.50	≥ 1
$((6)+(7)) \div (2)$	3.75	≥ 1
$((6)+(7)+(8)) \div (4) \div (2)$	4.38	≥ 1

薬剤師		勤務時間	薬剤師		勤務時間	登録販売者		勤務時間	登録販売者(研修中)		勤務時間
1	管 ●●●●	40	11			1	管 ☆☆ ☆☆	40	1	▽▽ ▽▽	40
2	△△ △△	40	12			2	★★ ★★	40	2		
3	□□ □□	40	13			3			3		
4	○○ ○○	20	14			4			4		
5	▼▼ ▼▼	20	15			5			5		
6			16			6			6		
7			17			7			7		
8			18			8			8		
勤務している資格者名を記載			週当たりの勤務時間数			登録販売者勤務時間合計 ⑦ 80			登録販売者(研修中)勤務時間合計 ⑧ 40		

研修中の登録販売者はこちらに記載

(薬局のみ記載)				⑥ \geq ①となっていること		<input checked="" type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
以下、1日あたりの受取処方箋枚数40枚以上の薬局において記載すること							
総取処方箋枚数(A)	20,000	枚	(眼科・耳鼻科・歯科) ×2/3+その他の診療科		前年において業務を行った期間及び日数(B)	1月 4日 ~ 12月 28日 (日数) 290 日	
1日あたりの受取処方箋枚数(A/B)	69.0 枚		必要薬剤師数 40枚毎1名		現在の勤務体制による算出薬剤師数	□ 4.3 名	

※ 薬剤師の員数は実雇用人数ではなく、各薬剤師毎の勤務延べ時間/就業時間(1週間あたり)で割り出した数で算出します。就業規則がない場合は、最低時間32時間で除する。イ \leq ロであれば員数を満たしていることになります。